

(1) 条例改正の背景

食品衛生法の改正

- 食品衛生法上の営業許可については、昭和47年までに現行の34業種が順次定められたが、その後、現在に至るまで見直しが行われておらず、近年の食品製造・加工・流通形態の多様化の影響もあり、現状の営業実態から乖離が生じている。
- 許可に係る施設基準が都道府県等ごとにより異なる場合があり、複数自治体で営業を行う事業者の負担になっているとの指摘がある。
- 他方、HACCPによる衛生管理の制度化に伴い、営業許可対象事業者以外の事業者についても、都道府県等が把握することができる仕組みが必要になっている。

営業許可制度の見直し・届出制度の創設(令和3年6月1日施行)

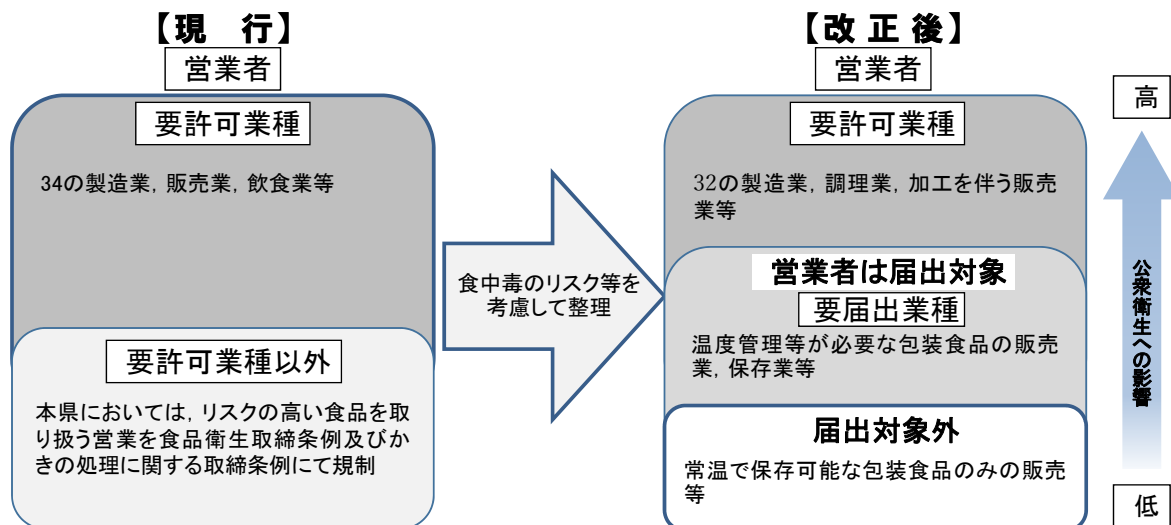
- 食中毒のリスクの高さ等を踏まえて、食品衛生上の配慮を特に要するものを営業許可業種として再編された。
- 原則すべての食品等事業者HACCPに沿った衛生管理が義務付けられたことに伴い、営業許可の対象となっていない業種の営業者は管轄保健所に届出をすることが規定された。

食品衛生法施行条例の改正

- 施行 令和3年6月1日

(2) 条例改正の概要

①法改正による営業許可制度の再編・届出制度の創設への対応



- 昭和47年以降、見直しされていないため、実態に合っていない
- 要許可業種以外について把握する全国共通の仕組みがない

- 現状に併せた許可業種が設定され、各自治体の独自規制は撤廃
- これまで営業実態の把握ができなかった事業者について指導が行えるようになる

(2) 条例改正の概要

②法改正による営業許可制度の再編

【現 行】

34の要許可業種(政令)	
① 飲食店営業	⑬ 食品の放射線照射業
② 喫茶店営業	⑭ 清涼飲料水製造業
③ 菓子製造業	⑮ 乳酸菌飲料製造業
④ あん類製造業	⑯ 氷雪製造業
⑤ アイスクリーム類製造業	⑰ 氷雪販売業
⑥ 乳処理業	⑱ 食用油脂製造業
⑦ 特別牛乳搾取処理業	⑲ マーガリンショートニング製造業
⑧ 乳製品製造業	⑳ みそ製造業
⑨ 集乳業	㉑ 醤油製造業
⑩ 乳類販売業	㉒ ソース類製造業
⑪ 食肉処理業	㉓ 酒類製造業
⑫ 食肉販売業	㉔ 豆腐製造業
⑬ 食肉製品製造業	㉕ 納豆製造業
⑭ 魚介類販売業	㉖ めん類製造業
⑮ 魚介類せり売営業	㉗ そうざい製造業
⑯ 魚肉ねり製品製造業	㉘ 缶詰又は瓶詰食品製造業
⑰ 食品の冷凍又は冷蔵業	㉙ 添加物製造業



【改正後】

32の要許可業種(政令)	
① 飲食店営業	⑯ 水産製品製造業
② 調理機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業	⑰ 氷雪製造業
③ 食肉販売業	⑱ 液卵製造業
④ 魚介類販売業	⑲ 食用油脂製造業
⑤ 魚介類競り売り営業	⑳ みそ又はしょうゆ製造業
⑥ 集乳業	㉑ 酒類製造業
⑦ 乳処理業	㉒ 豆腐製造業
⑧ 特別牛乳搾取処理業	㉓ 納豆製造業
⑨ 食肉処理業	㉔ 麺類製造業
⑩ 食品の放射線照射業	㉕ そうざい製造業
⑪ 菓子製造業	㉖ 複合型そうざい製造業
⑫ アイスクリーム類製造業	㉗ 冷凍食品製造業
⑬ 乳製品製造業	㉘ 複合型冷凍食品製造業
⑭ 清涼飲料水製造業	㉙ 漬物製造業
⑮ 食肉製品製造業	㉚ 密封包装食品製造業
	㉛ 食品の小分け業
	㉜ 添加物製造業

(2) 条例改正の概要

③業種再編及び届出制度の創出による、県独自規制の撤廃

◇食品衛生取締条例(→廃止)

つけもの加工業(登録)

魚介類加工業(登録)

生食用のほや若しくはうにのむき身処理業(登録)

魚介類の行商(登録)

◇かきの処理に関する取締条例(→廃止)

かき処理場(許可)

◇食品衛生法改正に伴う再編

つけもの製造業(許可)

水産製品製造業(許可)

魚介類販売業(許可)

採取業(許可・届出不要)

行商(届出)

漬け魚、塩辛等の製造等
切り身加工等

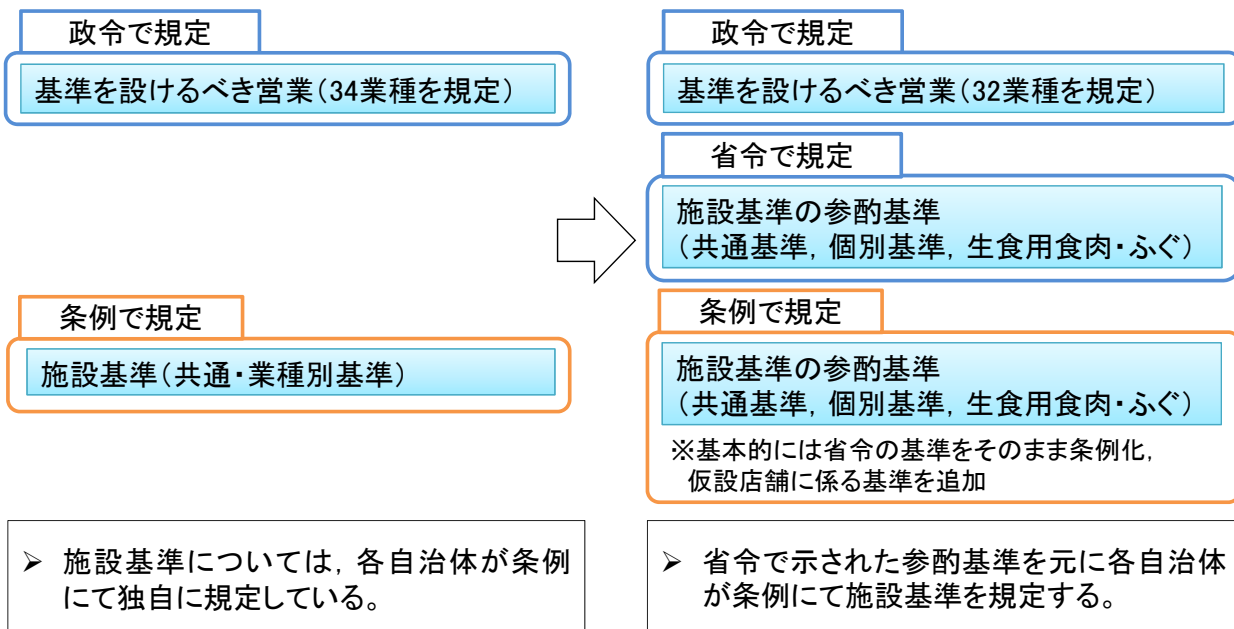
仕入れて加工する場合
漁業者自身が行う場合

※生かきとして出荷する場合

(2) 条例改正の概要

④ 許可業種の再編及び施設基準の改正

許可業種の再編に伴い、施設基準についても全国平準化を図るために省令にて参酌基準として規定 **【現行】** **【改正後】**

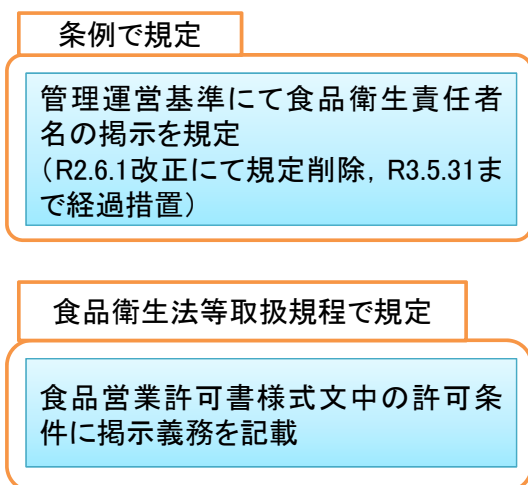


5

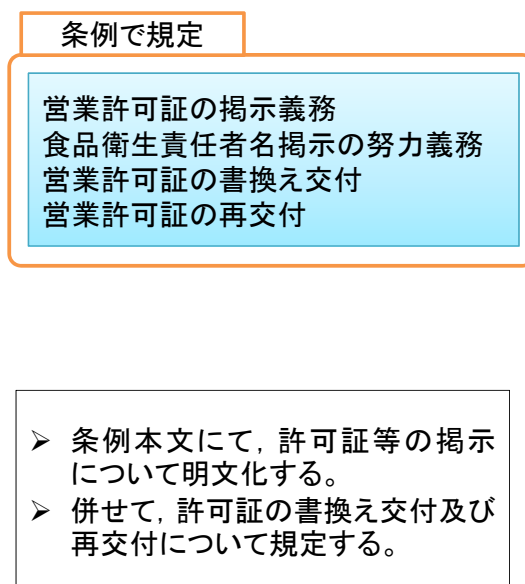
(2) 条例改正の概要

⑤ 食品営業許可証の掲示及び書換え交付, 再交付規定について

【現行】



【改正後】



6

(2) 条例改正の概要

⑥手数料の見直しについて

- 許可業種の再編及びHACCP制度化に係る指導事項の増大等を加味した再積算を行い、営業許可申請手数料を改正する。
- 営業許可証の書換え交付、再交付規定の設定に伴う申請手数料を規定する。

(3) 施行日について

施行日：令和3年6月1日